

協 議 調 書

伊那市・高遠町・長谷村合併協議会

協議項目	17	提案日	第 5 回 協議会	確認日	第 6 回 協議会
			平成16年11月16日		平成16年11月29日
協議項目	町名、字名の取扱い			関係項目	
調整方針(案)	町名、字名については、別紙調整案のとおりとする。			協議結果	方針案のとおり
関係資料					

(別紙) 町名、字名の取扱い調整案

現 行	調 整 案	備 考
伊那地区		
伊那市大字伊那 番地	市伊那 番地	伊那地区の住居表示については、 わかりやすい表示を検討する。
伊那市大字伊那字通り町1丁目	市伊那字通り町1丁目	
伊那市大字伊那部 番地	市伊那部 番地	
伊那市大字福島 番地	市福島 番地	
伊那市大字富県 番地	市富県 番地	
伊那市大字美篤 番地	市美篤 番地	
伊那市大字手良野口 番地	市手良野口 番地	
伊那市大字手良中坪 番地	市手良中坪 番地	
伊那市大字手良沢岡 番地	市手良沢岡 番地	
伊那市大字東春近 番地	市東春近 番地	
伊那市大字西箕輪 番地	市西箕輪 番地	
伊那市西春近 番地	市西春近 番地	
高遠地区		
高遠町大字西高遠 番地	市高遠町西高遠 番地	
高遠町大字東高遠 番地	市高遠町東高遠 番地	
高遠町大字長藤 番地	市高遠町長藤 番地	
高遠町大字芝平 番地	市高遠町芝平 番地	
高遠町大字荊口 番地	市高遠町荊口 番地	
高遠町大字山室 番地	市高遠町山室 番地	
高遠町大字藤沢 番地	市高遠町藤沢 番地	
高遠町大字上山田 番地	市高遠町上山田 番地	
高遠町大字下山田 番地	市高遠町下山田 番地	
高遠町大字小原 番地	市高遠町小原 番地	
高遠町大字勝間 番地	市高遠町勝間 番地	

「大字」の表示はしない。

(別紙) 町名、字名の取扱い調整案

現 行	調 整 案	備 考
長谷地区		
長谷村大字非持 番地	市長谷非持 番地	
長谷村大字溝口 番地	市長谷溝口 番地	
長谷村大字黒河内 番地	市長谷黒河内 番地	
長谷村大字中尾 番地	市長谷中尾 番地	
長谷村大字市野瀬 番地	市長谷市野瀬 番地	
長谷村大字杉島 番地	市長谷杉島 番地	
長谷村大字浦 番地	市長谷浦 番地	

「大字」の表示はしない。

《地方自治法》

第260条 政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出を受理しないときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。
- 3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生じる。

町・字 市町村の区域内の一定の区域をいう。

「字」には「大字」又は「小字」も含まれる。